

基礎疾患等により遠隔授業を希望する学生の許可申請について

令和4（2021）年度の授業は、十分な感染症対策を講じた上で、対面授業を基本として実施することとなっておりますが、下記「2.」および「3.」の事項に該当し、受講上の配慮を希望する場合は、所定の手続きを経て許可を得ることにより、遠隔授業の受講を認めます。

配慮を希望する学生は、下記に従い、必要な手続きを行ってください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染症の取り扱いの変更により、本配慮の取り扱いを変更・廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 配慮の内容

（1）授業における配慮

申請が許可された配慮対象学生は、履修するすべての対面授業を遠隔で受講することができます。但し、実技・実習等、科目の性質により、対面で行う必要がある科目については、対面で受講していただく場合があります。

（2）試験等における配慮

遠隔授業の受講を許可された授業科目において、対面で実施される試験（学期末試験含む）等については、担当教員に確認してください。

ただし、遠隔授業の受講を許可された科目を、学期途中に対面での受講へ変更した場合（下記「7.」参照）は、これに連動し、変更以降に実施される試験（定期試験含む）等は対面で受講する学生と同じ形態で受験してください。

2. 配慮の対象となる学生

本人に、新型コロナウイルスの感染に関して特に配慮が必要な疾患・状態があり、教室等における対面授業の受講が困難な学生。

※本配慮を申請・許可された場合は、履修するすべての対面授業を遠隔で受講することになります（一部の対面授業のみ遠隔で受講するという申請はできません）。但し、1(1)に記載したとおり、実技・実習等、科目の性質により、対面で行う必要がある科目については、対面で受講していただく場合があります。

3. 配慮の該当基準

新型コロナウイルス感染症に感染すると、以下のような症状が重症化する等、注意を要する疾患・状態等がある場合。

① 厚生労働省 届出の対象となる感染症の種類

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/kekka-kansenshou11/01.html

② 基礎疾患有する方の例

1 慢性呼吸器疾患, 2 慢性心疾患, 3 慢性腎疾患, 4 慢性肝疾患, 5 神経疾患・神経筋疾患, 6 血液疾患, 7 糖尿病, 8 疾患や治療に伴う免疫抑制状態, 9 小児科領域の慢性疾患

4. 配慮の必要性を証明する書類

申請に際しては、該当する配慮基準に応じて、以下のとおり「配慮の必要性を証明する書類」を提出（持参または郵送）してください。

なお、「配慮の必要性を証明する書類」の提出がない場合、申請が無効となります。

① 対面授業における特別配慮申請書

別添の様式に必要事項を記入してください。

② 診断書

上記「3.」の基準の該当および授業受講上の配慮の必要性（対面授業は避けることが望ましい等）を主治医が具体的に記した診断書。必要性の記載が不明瞭な場合は、再度診断書の提出を求める場合があります。

なお、妊娠している場合は、母子手帳の写し（表紙等、交付日・妊娠した者の氏名が分かれるページ）を診断書に代えて提出することができます。

※ 本配慮には原則として診断書が必要ですが、主治医の診断書を得ることができない場合は、教務係に相談してください。

5. 申請方法・申請期限・許可された場合の有効期限

① 申請方法

持参または郵送

② 提出（郵送）先

九州工業大学情報工学部教務係

〒820-8502 福岡県飯塚市川津 680-4 (0948-29-7512)

③ 提出（郵送）期限

令和4年4月11日（月）（必着）

※ 学期途中でも、申請は随時受付しますが、申請受付から許可の判断を行うまでに時間を要しますので、早めに申請してください。

④ 許可された場合の有効期限

令和5年3月31日

6. 許可判断

申請内容を確認の上、学内で協議・決定し、遠隔授業の受講を許可します。

なお、許可判断の結果は、教務係から、申請者に個別に連絡します。

7. 授業開始後の受講形態の変更

各学期の授業開始後から終了までの期間に、受講形態の変更（遠隔授業から対面授業への変更またはその逆）を希望する場合は、教務係に申し出てください。

なお、対面での受講に変更する場合、授業内だけでなく、登下校時や授業以外でのキャンパス内の感染リスクについても十分考慮し判断するようしてください。

8. 個人情報の取り扱い

提出書類は、本配慮のためのみに使用し、当該部局において厳重に保管します。

9. 注意事項

- (1) 遠隔授業を受講する環境（パソコン、インターネット接続、プリンター等）は、各自で準備してください。
- (2) 遠隔授業の受講を許可された学生に対して、キャンパスへの立ち入りを禁止するものではありませんが、通学、図書館・食堂等の利用での感染リスクを各自で判断し、感染防止に努めてください。

令和 年 月 日

対面授業における特別配慮申請書

類・学科・学年 _____ 類・学科 _____ 年

学籍番号 _____

氏名 _____

私は、自身に基礎疾患等があるため、対面授業が行われる場合でも、遠隔授業等を希望しますので診断書等を添えて申請いたします。

【対面授業の出席が困難な理由】

※ 申請には診断書等の添付が必要です。詳しくは、「基礎疾患等により遠隔授業を希望する学生の許可申請について」を確認してください。

※ 提出書類は、本配慮のためにのみ使用し、当該部局において厳重に保管します。

令和 年 月 日

特別配慮申請に基づく遠隔授業受講許可書

所属・学年

学生番号

氏 名

情報工学部長

貴殿から申請がありました、対面授業における特別配慮申請については、許可することとしましたので、ここに通知します。